

第13章 住民の生活の早期再建

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 生活再建のための事前準備
- 第2節 トイレの確保及びし尿処理
- 第3節 ごみ処理
- 第4節 災害廃棄物処理
- 第5節 教育
- 第6節 保育
- 第7節 災害救助法等

【応急対策】

- 第1節 構造物等応急対策計画
- 第2節 り災証明書の発行
- 第3節 義援金の募集・受付
- 第4節 トイレの確保及びし尿処理
- 第5節 ごみ処理
- 第6節 住宅関係障害物除去
- 第7節 災害廃棄物処理
- 第8節 応急教育・応急保育
- 第9節 災害救助法等の適用
- 第10節 激甚災害の指定

【復旧対策】

- 第1節 被災住宅の応急修理
- 第2節 応急仮設住宅の供給
- 第3節 区営住宅の応急修理
- 第4節 建築資材等の調達
- 第5節 被災者の生活相談等の支援
- 第6節 義援金の募集・受付・配分
- 第7節 被災者の生活再建資金援助等
- 第8節 職業のあっせん
- 第9節 租税等の徴収猶予及び減免等
- 第10節 災害廃棄物処理の実施
- 第11節 災害救助法の運用等

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

基本方針

震災により被災した区民の生活再建を迅速に実施するためには、悪化した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、り災証明書の発行、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理など、区民の生活再建についての対策を示す。

■生活再建対策の早急な実施

り災証明書の発行については、建物の被害認定調査を含めて関係所管が連携し、迅速かつ適正な処理を行うものとし、業務の実施に当たっては「被災者生活再建支援業務に係るシステム」を活用するなど、都と連携しながら、デジタル技術を活用した業務迅速化を進めていく。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

■災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレについて、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮し、備蓄等による確保を図る。

し尿処理については、都下水道局、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等との連携による迅速な対応を行い、被災地の生活環境の維持回復に努める。

■ごみ、災害廃棄物の処理体制の確保

大量のごみや災害廃棄物の処理については、都、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等と連携して、収集、運搬体制のほか、適切な仮置場や最終処分場等の確保を推進する。

予防対策

第1節 生活再建のための事前準備

(区地域振興部・区民部・都市整備部、深川・城東両消防署)

り災証明書発行に関する一連の業務に係る訓練の実施により、迅速な生活再建体制の確保を図る。

1. り災証明書の発行

り災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続きの基礎であることから、迅速に発行する必要がある。

区は、被災者に対しり災証明書を遅滞なく発行することを主眼とし、平成26年度より「被災者生活再建支援業務に係るシステム」を導入している。

当システムは、建物の被害認定調査やり災証明書の受付・発行事務など、り災証明書の発行に係る一連の業務をサポートする各種機能を搭載しているものである。

システムの運用に当たっては、システム機能や当該業務全般に関する関係職員の習熟に努めるため、定期的に訓練・研修等を実施する。

また、り災証明書発行に係る受付・発行事務については、区と消防署が協議し合同で対応訓練を実施する。実施時期は、震災に関連して区と消防署が共同で実施する防災訓練や防災関連の行事等の機会を活用するものとし、り災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、迅速なり災証明書の発行体制の整備に努める。

2. 義援金配分事務

義援金の募集・配分に関して、都の義援金募集等に協力する場合と区独自で義援金を募集する場合の双方について、あらかじめ必要な手続を明確にする。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

(区総務部・生活支援部・環境清掃部)

都総務局と連携して災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

1. 災害用トイレの確保

(1) 区の対策

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されるこ

とから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

都と連携して、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮する。

- 都の「東京トイレ防災マスタープラン」を踏まえ、災害用トイレの確保・管理に関する取り組みを進める。
- 発災前からの最低限必要な個数の備蓄・確保を図る。
- 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレ等も確保する。
- 強固な構造のトイレや防犯性、利用者の利便性にも配慮する。
- 仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

(2) 事業所及び家庭における対策

- し尿収集車による収集を要しない最低3日分、可能であれば1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

2. し尿の収集・運搬体制の確保

区は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿運搬業者と締結している協定（「災害時におけるし尿収集に関する協定」平成16年12月13日締結）等に基づき、し尿収集車等を確保するとともに、避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保する。

また、都下水道局が管理する砂町水再生センター・有明水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入れマンホールへの収集・運搬体制を確保するとともに、し尿の受入れ体制について、円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施する。

なお、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合により共同で作成した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（し尿編）」を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

3. 災害用トイレの普及啓発

区及び各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や携帯・簡易トイレの備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練を実施する。

区は、江東区総合防災訓練などの機会を活用し、住民による災害用トイレの組立・設置や災害用トイレの展示等の機会を創出する。

第3節 ごみ処理

(区環境清掃部)

大量に発生するごみの処理は区を実施主体とし、必要に応じて都及び東京二十三区清掃協議会に要請して収集・運搬機(器)材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機(器)材に対する備えを検証、調整する。

また、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(ごみ編)」を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

第4節 災害廃棄物処理

(区環境清掃部)

大量に発生する災害廃棄物の処理は区を実施主体とし、必要に応じて都及び協定締結団体に要請して、仮置場や最終処分場等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機(器)材に対する備えを検証、調整する。

また、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(がれき編)」及び非常災害時における廃棄物の適正処理等が定められることになる国の基本方針や都の廃棄物処理計画を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

第5節 教育

(教育委員会事務局)

1. 計画方針

本区における災害発生の場合、区立幼稚園、小・中学校、義務教育学校の幼児、児童、生徒の安全を確保し、教育の中断、機能低下を防止して教育目的を達成することを方針とする。

2. 計画目標

この計画は本区の地域における区立幼稚園、小・中学校・義務教育学校の災害対策として、災害の予防、応急対策、復旧を通じて教育効果の達成を図ることを目標とする。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

3. 発災前の対応

(1) 学校(園)防災計画

学校(園)長は、「江東区学校防災マニュアル」に基づき、児童・生徒等の安全確保の体制、安全指導計画等を記載した「学校(園)防災計画」を作成する。

① 防災教育計画

防災教育は、安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒等が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること、安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うことを主な目的とする。

② 防災(避難訓練)計画

教職員においては、誘導、重要品の搬出、処理の確認方法について実施し、児童・生徒においては、災害時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことを目的とする。

また、災害時に的確に対応するため、学校(園)災害対策本部(本章 応急対策 第8節 1.「発災初期の対応」で後述)の各係担当者は、災害用品等を所定の場所に保管し、定期的に点検するとともに、その位置について職員に周知する。

③ 連絡計画 関係官庁、保護者、医療救護施設、連絡方法、確認方法について

④ 管理計画

ア. 校舎の保全と管理

学校(園)施設・設備の安全点検については、「学校施設・設備等の点検リスト」を作成の上、定期的実施し、保安状況を把握する。

イ. 教材、教具、備品設備の管理、搬出体制

火災の延焼により、避難場所に避難する場合に備え、非常持出品、搬出者、搬出方法、搬出先について計画する。

⑤ 学校(園)・通学路等の安全確認計画

次の点について、定期的に安全確認を行うよう計画する。

ア. 学区域の堤防の状況、火災多発地区、家屋密集地帯、交通状況、危険物取扱場所、その他通学路上の危険箇所

イ. 学校(園)隣接危険物、建築の耐久度合、校内危険物、消火器、防火壁、配電設備

⑥ 救護計画 負傷者、避難者、医療施設について

⑦ 指導計画

<留意点>

ア. 地域、家庭、学校(園)の被害程度を想定し、これに即応すること。

イ. 幼児、児童、生徒の身体や心理状況を想定し、考慮すること。

ウ. 家庭、学校(園)において学習を開始する場合の障害、効果を想定し考慮すること。

- と。
- エ. り災下において望ましい適切な指導内容であること。
 - オ. 教育課程との関連を考慮すること。

第6節 保 育

(区子ども未来部)

区内保育施設等(以下、「施設等」とする。)は、災害の発生に際して、園児の安全を確保すること及び保育目的を達成するために、防災体制を明確にする。

なお、施設等は、保育政策課及び保育支援課と協力し、施設の防災体制及び「区子ども未来部所管施設発災時初動対応手順(以下、「発災時初動対応手順」とする。)」について、状況に応じて見直しを図る。

また、施設長は、災害時の避難訓練、「発災時初動対応手順」に基づく訓練及び職員研修等を実施して、有事に備える。

第7節 災害救助法等

(区総務部・各所管部)

1. 災害救助法の適用

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員が適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条(資料編その2P.資2-50 I-13-2「災害救助法施行令(抄)」参照)に定めるところによるが、都における具体的適用基準は次のとおりである。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- ① 本区の場合、住家の滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- ② 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、本区内において住家が滅失した世帯の数が上記①の半数(75世帯)以上であること。
- ③ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第1部

第2部

震
災
編

第3部

第4部

第1部

風
水
害
編

第3部

(2) 住家が滅失した世帯の数の算定

- ① 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。
- ② 住家が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 住家の被害認定

住家の被害認定に当たっては、次に定めるところによる。

第1 住家の滅失等の認定

- ① 住家が滅失したもの。（「全壊、全焼又は流出」という。）
 - ア. 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
 - イ. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- ② 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの。（「半壊又は半焼」という。）
 - ア. 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。
 - イ. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満程度のもの。
 - ウ. ア、イのうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
- ③ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの。（「準半壊」という。）

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
- ④ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- ⑤ 上記①、②に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第2 世帯及び住家の単位

- ① 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。

② 住家

現実にその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2. 激甚災害法の適用

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)が制定されている。

区内の地域に大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害法による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものとする。

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

応急対策

第1節 構造物等応急対策計画

(区民部・都市整備部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

各種災害から建造物を保護し、その被害の軽減を図るとともに、建造物の機能を維持するため関係機関及び住民は相互に連絡協調を緊密にしてその有する機能を発揮して防災に寄与するものとする。

1. 家屋・建築物被害状況調査（ざっくり調査）の実施

区は、大地震発生後、1～2日以内に街区単位で、現地調査による家屋・建築物の被害状況を調査する。

調査の結果を町丁目単位で整理し、応急危険度判定の優先判定区域の選定や第一次建築制限区域の選定等に必要データの参考とする。家屋・建築物被害状況調査マニュアルに従い、実施体制等の整備を図る。

2. 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物を調査し、その結果を「危険」「要注意」「調査済」で表し、出入口等の見やすい場所にステッカーを表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知するものである。

区は、大地震発生後、72時間以内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を策定する。被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、江東区被災建築物応急危険度判定員を中心に被災建築物応急危険度判定を実施し、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止する。

被災建築物応急危険度判定実施に当たり、体制等の整備を進めるとともに、研修や訓練等を通じ、被災建築物応急危険度判定員の能力向上を図る。

3. 住家被害認定調査等

り災証明書の発行支援のため、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。

上記指針に基づき、住家の被害認定調査を行い、区災害対策本部に報告する。

第2節 り災証明書の発行

(区地域振興部・区民部・都市整備部、深川・城東両消防署)

被災者の生活応急対策は、り災証明書の発行事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、区は都と連携して迅速に実施する。

1. 発行所管

震災時におけるり災証明書の発行は、区地域振興部経済課、区民部区民課及び各出張所・豊洲特別出張所が行うものとし、必要に応じて区都市整備部と連携・調整する。

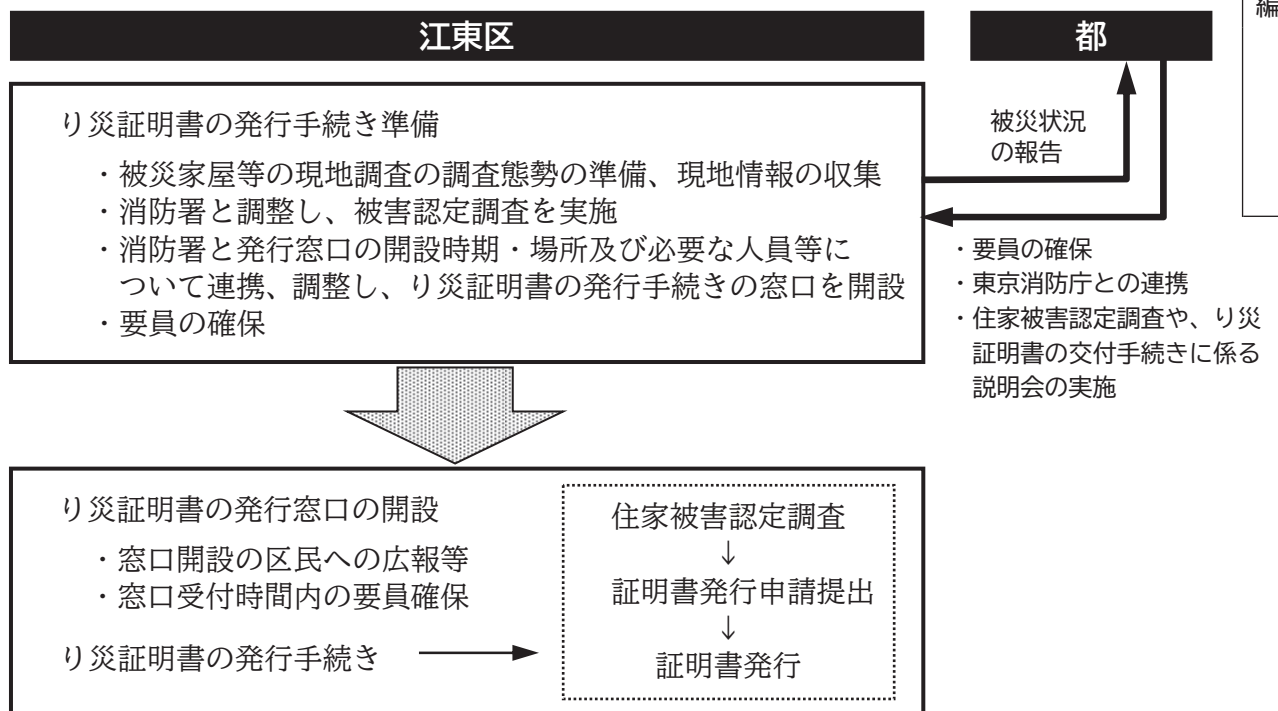
また、消防署は、火災による損害状況等の調査結果を区へ提供し、り災証明書発行窓口の支援を実施する。

2. 発行手続

区(区民課等)は「被災者生活再建支援業務に係るシステム」に搭載された住民基本台帳・家屋課税台帳等に基づき、り災者の申請により発行する。

消防署は、区とり災証明書発行窓口の開設時期、開設場所及び火災による被害状況等の必要な情報について連携を図り、速やかに火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を行う。

また、り災証明書の発行基準、発行時期、会場等を各種広報媒体により区民に周知する。



第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

3. 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で次の事項について証明する。

- ① 住家・非住家
 - ア. 全壊
 - イ. 大規模半壊
 - ウ. 中規模半壊
 - エ. 半壊
 - オ. 準半壊
 - カ. 準半壊に至らない（一部損壊）
 - キ. 床上浸水
 - ク. 床下浸水
- ② 人
 - ア. 死亡
 - イ. 行方不明
 - ウ. 負傷

なお、必要に応じて証明書の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

4. 証明手数料

手数料は、事件の特殊性により免除する。

5. り災証明書様式

資料編その1 P.資1-168 I-47 「り災証明書様式」のとおりとする。

第3節 義援金の募集・受付

（区地域振興部）

区は、義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

区は、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。区独自で義援金を募集する場合は、募集口座を開設する。

義援金募集により受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第4節 トイレの確保及びし尿処理

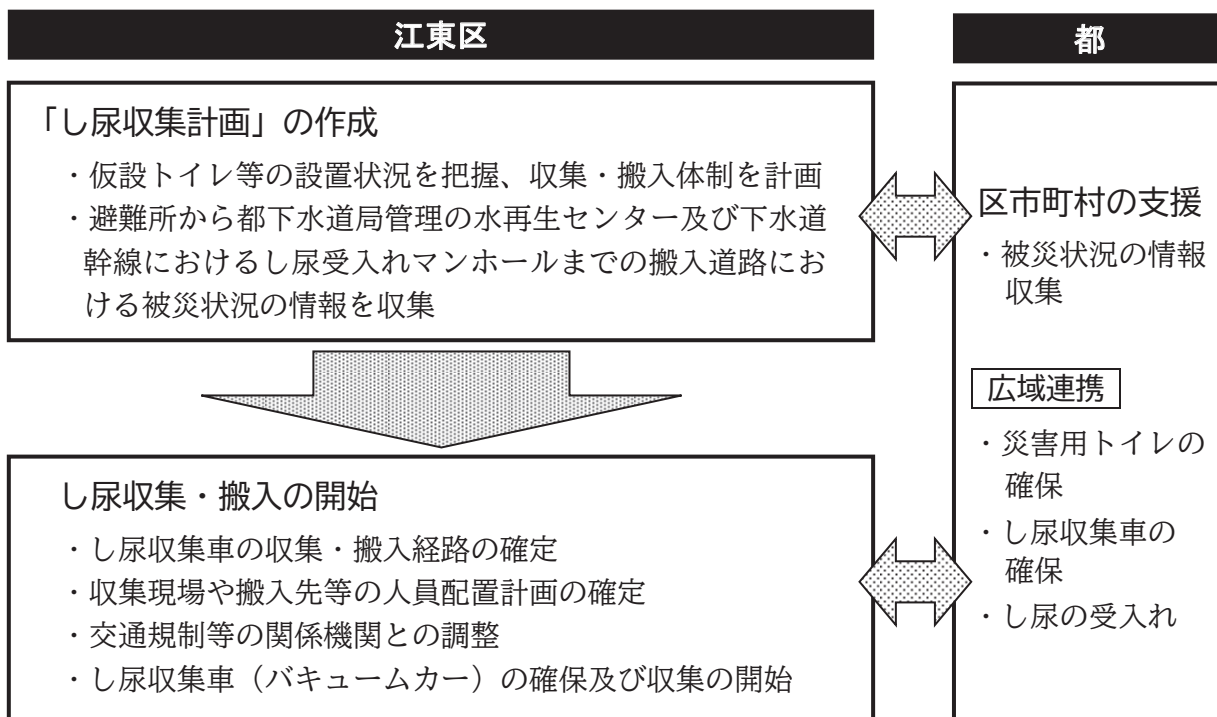
（区生活支援部・環境清掃部）

1. 計画方針

震災・風水害等の災害により発生した、ごみ・し尿・災害廃棄物等を関係機関と密接な連携のもとに迅速に処理し、被災地の環境の維持回復を図る。

区は、各避難所等の避難者数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホール）への搬入を実施する。

- 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備を図る。
- 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。
- 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。



2. し尿の処理計画

(1) し尿処理の基本的な考え方

- ① 水を確保することによって、断水時においても下水道機能を確保する。
- ② 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホール）への投入により処理する。

(2) し尿処理方法

第1 避難所

排水設備等の耐震性強化に努め、震災時にも水洗トイレが使用可能な環境を可能な限り確保する。

被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。

それでもなお水洗トイレが不足する場合、区生活支援部は便槽付きの仮設トイレや、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ等を用意する。なお、仮設トイレについては避難所周辺の下水管等の被害状況を確認の上、下水道マンホール上に設置する「マンホールト

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

イレ」としての使用を優先し、便槽へ貯留するし尿量の抑制に努める。

第2 避難場所

水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により可能な限り下水道施設の活用を図るが、使用不可能な場合、区生活支援部は便槽付きの仮設トイレや、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ等を用意する。

第3 家庭、事業所等

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

既設水洗トイレの使用が困難な場合には、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを使用する。

(3) 仮設トイレ等によるし尿処理

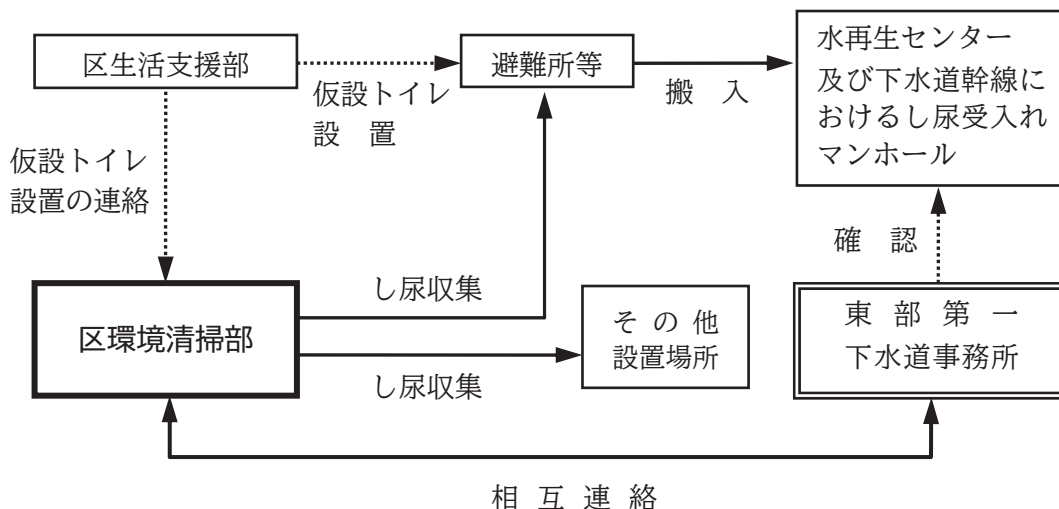
第1 仮設トイレ等の設置

- ① 区生活支援部及び区環境清掃部は、都下水道局の協力を得て、下水道マンホールを利用した仮設トイレの設置を検討するとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの整備に努める。
- ② 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- ③ 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに周知に努める。

第2 し尿の収集・処理

- ① 区生活支援部は、避難所等に設置した仮設トイレ等の設置状況を環境清掃部へ連絡する。
- ② 区環境清掃部は、区生活支援部より仮設トイレ等の設置状況の連絡を受けた後、収集・運搬体制を整備するとともに、仮設トイレ等のし尿を収集し、都下水道局との覚書等により、砂町水再生センター、有明水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホールへの搬入・処理体制を整備する。なお、収集・運搬は、「災害時におけるし尿収集に関する協定」(平成16年12月13日締結)に基づき、協定業者に協力要請して行うこととする。
- ③ 区独自でのし尿処理が困難となった場合には、都及び他自治体等に車両や人材の応援を要請する。

【し尿処理の流れ】



第5節 ごみ処理

(区環境清掃部)

1. 計画方針

ごみ処理は、被災状況や人材・機(器)材等の確保状況を踏まえ、必要に応じて都に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)及び関係業界団体、自衛隊、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)等による支援の要請を行うなど収集体制を早期に確立し、迅速な処理を実施する。

区は、被災状況を把握し、ごみの発生推定量の算出、臨時仮置場の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。

また、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」に基づき、可能な限り主体的に対応する。

被災が広範囲に及ぶ時などは、都や東京二十三区清掃一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

2. ごみの処理計画

区環境清掃部江東区清掃事務所(以下「清掃事務所」という。)は、災害が発生した場合、非常配備態勢動員表に基づき職員を配置させ、排出されたごみを迅速に処理し環境保全を図る。

- ① 清掃事務所は、発災後速やかに人員・機(器)材を確保し、収集体制を早期に確立する。
- ② 災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時仮置場に排出するよう指導する。
- ③ ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。なお、ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

第1部	
第2部	震災編
第3部	
第4部	
第1部	風水害編
第2部	
第3部	

- ④ 区は、避難所等や被災家屋から排出されるごみ処理についても、災害状況に応じた処理計画を策定し、速やかに処理を行う。
- ⑤ 区は、区独自でのごみ処理が困難となった場合には、都及び他自治体等に車両や人材の応援を要請する。

第6節 住宅関係障害物除去

(区環境清掃部・土木部、都建設局)

1. 計画方針

障害物の除去は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするとともに、物資、人員の輸送が円滑に行われるように、主要道路に重点をおいて実施する。

2. 住宅関係障害物除去計画

(1) 除去対象

災害により住家又はその周辺に流入・堆積した土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことの出来ない場所に堆積したもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 実施対象

対象は、半壊、床上浸水家屋のうち障害物除去の急を要するものを選定して順次実施する。

(3) 実施方法

- ① 災害救助法適用前は、区本部長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- ② 災害救助法適用後は、上記①に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。
- ③ 障害物は交通に支障のないことを確認して、路上等に一時集積する。

第7節 災害廃棄物処理

(区環境清掃部)

1. 計画方針

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「災害廃棄物」という。)を再利用し、適正な処理を行う。

このため、独立した処理体系を設ける。

災害廃棄物処理は、被災状況を踏まえ、都等と連携して仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

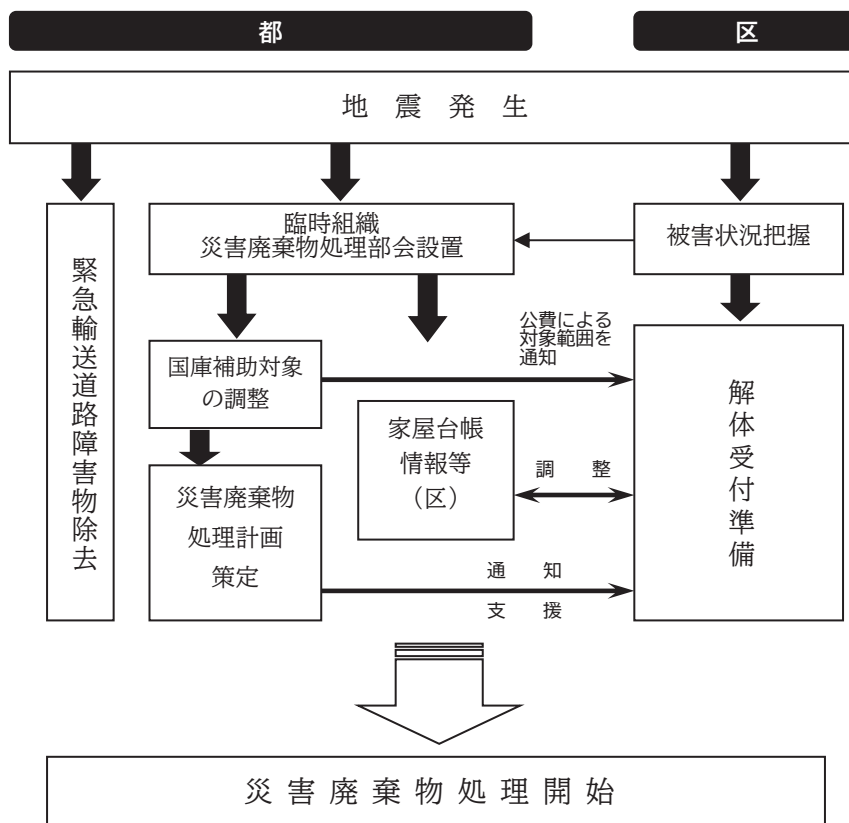
- 「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」に沿って対応
- 円滑ながれき処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携
- 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請
- 区内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、都に報告し、都等と連携して仮置場や最終処分場等を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定

【災害廃棄物処理のタイムスケジュール】

段 階	都	区
第1段階 発生直後 ~ 2週間程度 (フローチャート のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物等による災害廃棄物の処理 ● 「東京都災害廃棄物対策本部(仮称)」の設置 ● 災害廃棄物発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 区市町村との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 仮置場候補地の把握 ● 最終処分場に関する調整 ● 有害物質に関する対策 ● 国庫補助に関する国との調整等 <ul style="list-style-type: none"> ● 「東京都災害廃棄物処理推進計画(仮称)」策定 ● 災害時広報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物除去等による災害廃棄物の搬入 ● 被害状況の把握 ● 域内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● 区災害廃棄物処理計画の作成
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋情報提供に関する区との調整 ● 公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ● 仮置場の確保に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等)
第3段階 発生1か月後以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体・撤去作業及び災害廃棄物の処理

第1部
第2部
震 災 編
第3部
第4部
第1部
風 水 害 編
第2部
第3部

【発災直後から2週間までの作業工程】



2. 災害廃棄物の処理計画

(1) 環境清掃部災害対策調整会議の設置

発災後、区環境清掃部は速やかに災害廃棄物処理を行う臨時組織である環境清掃部災害対策調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

また、「災害廃棄物処理実施計画」等については、調整会議が策定する。

(2) 緊急道路障害物除去(道路啓開)作業に伴う災害廃棄物の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去(道路啓開)作業により発生した災害廃棄物を、指定の仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(3) 災害廃棄物の撤去及び被災建物の公費解体

全壊家屋の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、調整会議において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、被災した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、被災建物の解体処理(いわゆる公費解

体) に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

(4) 地区集積所・仮置場の設置

地区集積所は、区民が自ら片付けごみ等の災害廃棄物を分別、排出することができるように、身近な場所に設置する。

仮置場は、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

仮置場は、調整会議が用地を確保し、新たに設置する仮置場管理業者及び搬出業者との契約を行う。

(5) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

仮置場から分別して搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、できる限り再利用する。

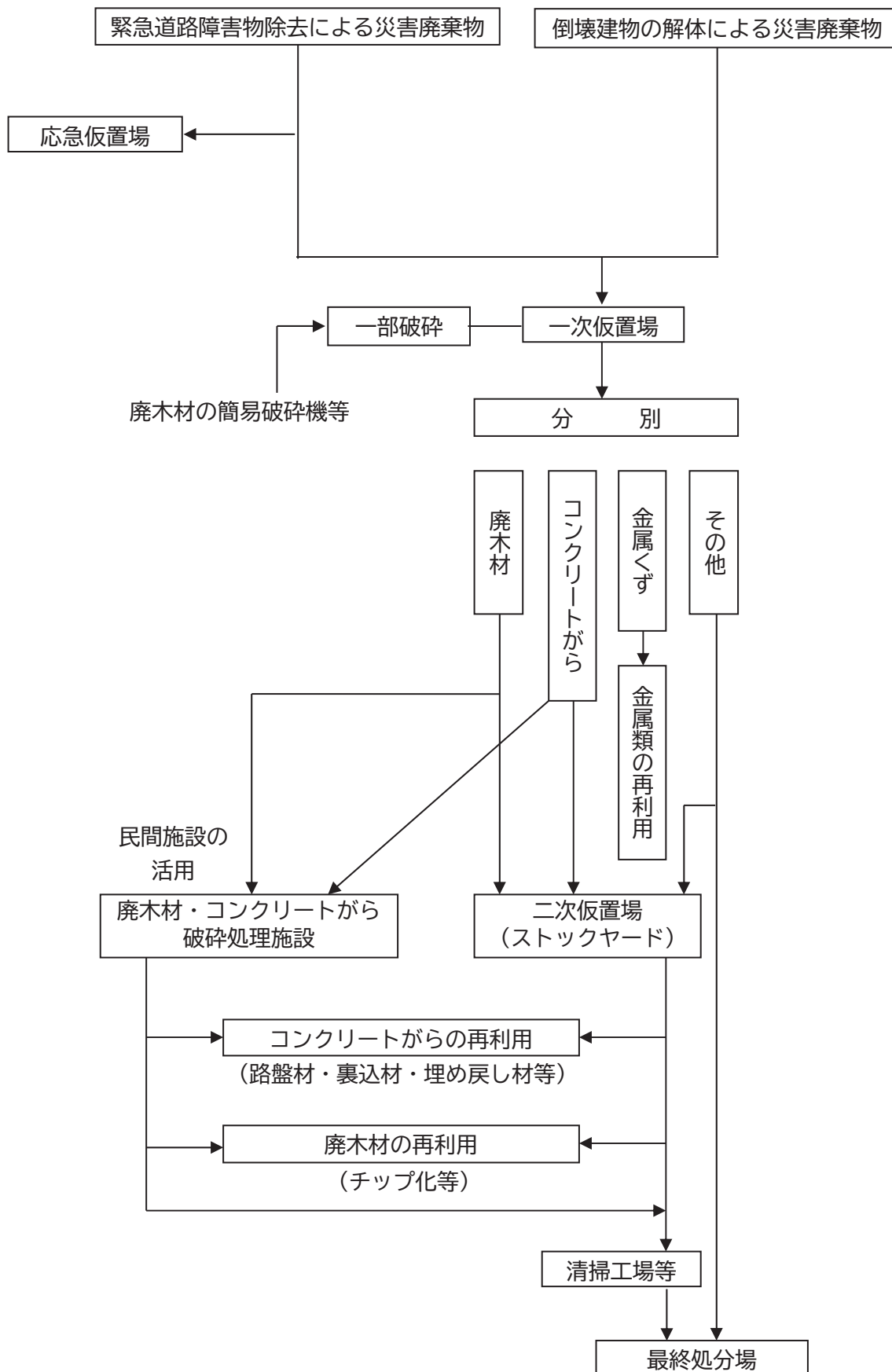
再利用が不可能なものに限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、既存の最終処分場に搬入する。

(6) 都への報告

区は、廃棄物処理施設の被害状況や災害廃棄物発生量について、都への報告を行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

【災害廃棄物処理の基本的な流れ】



第8節 応急教育・応急保育

(区こども未来部・教育委員会事務局)

1. 発災初期の対応

(1) 学校(園)災害対策本部の編成

学校(園)では、地震等により災害が発生した場合、学校(園)長を本部長とする「学校(園)災害対策本部」を設置する。

災害時における学校(園)防災体制

<学校災害対策本部(初期対応・二次対応)> <学校避難所運営協議会(避難所対応)>

学校災害対策本部長(学校長)	→	学校避難所運営協議会(施設責任者)
情報連絡係	→	総務・情報担当
避難誘導係	→	各居住班
消火巡視係	→	避難所担当
救護係	→	救護・衛生担当
搬出係	→	救援班
救援係(応援要員)	→	給食・物資担当

※区教育委員会においては、学校(園)に対し、区本部長の指示及び教育委員会からの情報を速やかに提供するとともに、適切な緊急対策を指示する。

(本章 応急対策 第8節 3.「その他留意点」参照)

(2) 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想される。

教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人ひとりを把握し、避難誘導に努める。

(3) 児童・生徒の帰宅方法、帰宅が困難な児童・生徒等の保護体制

在校(園)中や登下校時など児童・生徒等が学校(園)にいるときに発災した場合、学校(園)長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内の安全な場所に一時保護する。

安全が確認できた場合又は確実に保護者等へ引渡しができる場合には、帰宅させる。

保護者への引渡しについては、学校(園)又は避難所で行う。

なお、事業所における社員の一斉帰宅抑制措置などに伴い、保護者による引き取りが困難

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

な児童・生徒は、引取りが可能となるまでの間（発災後3日間を目安とする。）、校内の安全な場所で保護する。

詳細な注意点等については、「江東区学校防災マニュアル」に準拠する。

(4) 学校(園)施設・設備の安全確認

学校(園)施設・設備の安全確認等は、主に、二次災害の防止と教育の機能保持を目的として行うものである。

発火しやすい部屋(理科室・給食室等)の優先的巡視、鉄骨の破断等の箇所への「立入禁止」の表示、ガラス等のひび割れ箇所の応急補修、横転物品(ロッカー、書棚等)への処置などに留意する。

(5) 校庭等への避難と応急対策

在校(園)中に発災した場合、状況に応じて、児童・生徒等を校舎内や体育館、校庭へ安全に避難させる。

また、学校は避難者も校庭へ誘導するので、校庭避難スペースの区割りをを行い、混乱を回避する。

(6) 避難者への対応及び避難所の設置

第2部 第10章「避難者対策」を参照のこと。

2. 教育活動再開計画

学校(園)災害対策本部は、発災当初から児童・生徒等の安否確認等を行い、被害状況の情報収集に努める。その後、授業の再開に向け、同災害対策本部組織内に「学校(園)再開準備担当」を設置する。

(1) 安否情報、被害状況の情報収集、把握

第1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急引き渡しカード等の連絡先への家庭訪問又は電話による児童・生徒等、保護者の安否確認を行う。

また、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や学校及び地域の掲示板等を活用し、学校(園)と連絡をとるよう掲示するなど、安否情報の収集に努める。

学校(園)長は、児童・生徒等の被災状況を教育委員会に報告する。

第2 保護者等からの情報収集

児童・生徒等が親戚宅などに避難する場合は、保護者に対し、早めに何らかの手段で学校(園)に連絡させる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、教育委員会に報告する。(本章 応急対策 第8節 4.「学用品給与計画」参照)

(2) 授業再開準備

第1 校舎等の安全確認・整備

あらかじめ定めている授業再開に必要なスペースの安全確認、整備を行い、教室等の確保に当たる。

なお、授業再開に当たっては、二次被害防止のために、校舎等の安全点検を行う。

第2 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は地域担当の教職員が行う。

第3 授業再開時期の決定

教育委員会は、各学校(園)と協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、学校(園)長は、学校(園)の実情に応じて再開時期を決定する。

第4 授業再開の保護者への通知

授業再開に当たっては、学校(園)は保護者に対し、授業再開の時期について災害広報紙(担当：政策経営部広報班)、掲示等により周知徹底する。

(3) 応急教育計画の作成

学校(園)長は、学校教育が正常に実施できるまでの間、学校(園)施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画を作成する。

学校(園)長は、応急教育計画を作成するに当たって、教育委員会と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

応急教育計画に当たっての留意点は下記のとおりである。

- 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- 地域の状況を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

(4) 心のケアの充実

応急教育計画の立案に当たっては、児童・生徒等の疲弊した心の状態を配慮し、心のケ

アの指導体制をとり、学校(園)長は、その充実に努める。

(5) 転出入に伴う学籍変更等

避難(疎開)先が遠距離で通学可能な範囲にない場合は、原則として転退学の手続きをとる。

なお、学校(園)はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

(6) 入学相談に関する対応

幼稚園、小学校及び中学校等の就学・入学(園)を控えている児童・生徒等をもつ保護者には、震災後の混乱した状況での就学・入学(園)は、大きな不安材料である。

学校は、就学・入学(園)相談を十分に行える相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

3. その他留意点

学校(園)の職員は常に気象状況等に注意し、台風等の災害発生のおそれがある場合は学校(園)長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 学校(園)行事、会議出張等を中止すること。
- ② 幼児、児童、生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討し、準備を完了すること。
- ③ 区教育委員会、警察署、消防署、消防団、災害協力隊、救助施設及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
- ④ 勤務時間外においては、学校(園)長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知徹底を図ること。

4. 学用品給与計画

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間・費用

第1期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に給与する。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け必要な期間を延長する。

第2 費用

- ① 教科書
- ② 文房具及び通学用品

上記①及び②の費用については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

(資料編その2 P.資 2-52 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」 参照)

(3) 給与の方法

学用品は原則として、都知事が一括購入し、区長がこれを受領の上、被災児童、生徒に対して配分する。使用学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた場合は区長が学校長及び区教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行う。

5. 応急保育計画

震災時における預り児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、保育園等における災害予防・応急対策等について万全を期することが重要である。このため、区こども未来部及び保育園等は、応急保育に関する計画を策定しておくものとする。

6. 応急保育の実施

(1) 方針

在園中に発災した場合は、72 時間程度は保護者の引き取りがないことを前提に、園で保育を行う。勤務時間外に発災した場合は、登園自粛を各園から保護者に要請する。なお、保護者の事情等によりやむを得ず預かる場合は、緊急的・臨時的に応急保育を行う。(詳細は、こども未来部所管施設発災時初動対応手順による)

(2) 事業の内容

第1 応急保育の基準

各施設の安全確認及びライフラインの状況を総合的に判断し、可能な限り応急保育実施園の対象とする。

保育の実施日・時間については、状況により臨機応変に行い、職員配置・面積基準についても園児の安全が保たれる範囲で臨時的に緩和する。

第2 実施園の決定

こども未来部各課の合議で施設状況、職員状況に基づき実施園を決定する。応急保育を行う園は、建物及びライフラインの状況の変化により随時見直しを行う。

第3 応急保育の受付

在園児は原則在籍園で申込みを行うが、園舎の損壊等により園で申込みができない場合は、保育政策課及び保育支援課にて受付を行う。申込み先に応じて、在籍園または保育政策課及

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

び保育支援課でそれぞれ利用可否を決定する。

第4 応急保育の実施

応急保育は概ね発災後1か月程度継続することを想定し、終了時期はこども未来部各課で協議の上、決定する。

第9節 災害救助法等の適用

(区各所管部)

- ① 区内地域に災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて法に基づく救助業務を補助する。
- ② 区における災害が本章予防対策第5節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告し、又は災害救助法の適用を要請する。
- ③ 区長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局(総合防災部)に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - ア. 災害発生の日時及び場所
 - イ. 災害の原因及び被害の概況
 - ウ. 適用を要請する理由
 - エ. 適用を必要とする期間
 - オ. 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - カ. その他必要な事項
- ④ 都知事に対する報告は、③の要請に準じて行うものとする。
- ⑤ 区長は災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に関して都知事を補助するため救助に着手しその状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けるものとする。

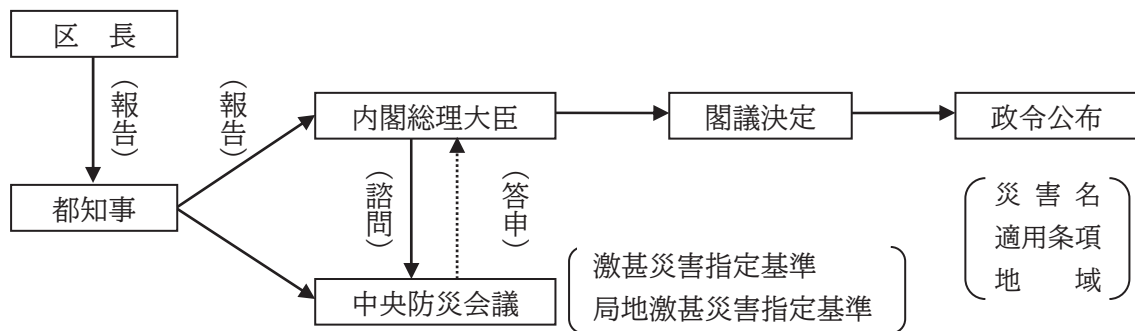
第10節 激甚災害の指定

(区総務部)

1. 激甚災害指定の手続

区長は、災害が発生した場合は速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議に諮問した上で激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

【激甚災害指定の手順流れ】



2. 激甚災害に関する被害状況等の報告

- ① 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告するものとする。その際は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査するものとする。
- ② 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア. 災害の原因	イ. 災害が発生した日時
ウ. 災害が発生した場所又は地域	エ. 被害の程度(※)
オ. 災害に対しとられた措置	カ. その他必要な事項

※ 災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項

3. 特別財政援助額の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理

(区都市整備部)

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法の改正により、被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないよう、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が定められた。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備え、以下に示すもの等について災害救助法が適用された場合に、救助が受けられる。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による雨風の侵入の防御
- アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)の剥落に伴う落下防止ネットの展張(損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保(二次災害防止)のため)

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理をする。

(1) 実施主体

災害救助法適用後の住宅の応急修理は、都が実施し、区はこれに協力する。

(2) 修理の対象

修理の対象は災害により住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 修理の基準及び戸数

修理は、日常生活に必要な欠くことのできない部分に対して最小限度の応急修理を行うものとし、災害救助法施行細則(資料編その2 P.資 2-52 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」参照)を基準に実施する。

なお、対象戸数は、都知事が決定する。

(4) 修理の方法

- ① 災害救助法適用後は、区長は必要があると認めた場合、直ちに都知事に実施を要請する。
- ② 応急修理の期間は、原則として災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）
- ③ 災害救助法適用前、その他、区が実施する場合は、現物又はこれに代わる方法により行うものとする。

(5) 修理住宅の選定

都が実施する応急修理の対象者の選定については、区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・選定事務を行う。

第2節 応急仮設住宅の供給

(区都市整備部)

1. 応急仮設住宅の設営

災害のため住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を得られない者に対し、応急仮設住宅を設置し、提供する。都の提供要請等により、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び区営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合、区において設置するものとする。

(2) 設営地の選定

① 「災害救助法」適用後

- ア. 都は建設候補地（あらかじめ区が決定）の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- イ. 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

② 「災害救助法」適用前等、区が実施する場合

- ア. 応急仮設住宅の建設候補地は資料編のとおりとする。ただし、災害の状況によっては隣接区等が所有する空地及び既設公園等適当な場所を選定する。
- イ. 区は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておき、年1回都に報告する（資料編その1 P.資 1-97 I-26 「応急仮設住宅建設候補地一覧表」参照）。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

(3) 応急仮設住宅の建設

- ① 災害救助法適用後は、区長は必要があると認めた場合、直ちに都知事に要請する。

<国の設置基準>

- ア. 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯の構成等に応じて設置する。
- イ. 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- ウ. 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者が数人以上入所し、老人居宅介護などの事業等に利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。
- ※ 国の設置基準単価等は、資料編その2 P.資 2-52 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」を参照。

- ② 災害救助法適用前等、区が実施する場合は区都市整備部において次により必要戸数を建設する。

- ア. 設置開始時点及び戸数は災害の状況に応じて、その都度本部で定める。
- イ. 建物の型式は、プレハブ住宅とし、できる限り速やかに着工する。
- ウ. 設置仕様は、国の設置基準に準ずるものとする。
- エ. 原則として、建設資材はプレハブ建設業者等を通じて適宜、調達し、工事はこれら業者に請負わせるものとする。

(4) 入居者の選定

- ① 入居資格

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保することができない者のほか知事が必要と認める者とする。なお、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

- ② 入居者の募集・選定

ア. 「災害救助法」適用後

入居者の募集計画は、都が策定し、区に住宅が割り当てられる。割当を受けた区都市整備部は、区内の被災者に対し募集を行う。なお、割当に際しては、原則として区内の住宅が割り当てられるが、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

イ. 「災害救助法」適用前等、区が実施する場合

入居者の選考は、災害の状況に応じて被災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を勘案の上選考基準を定めて実施するが、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とする。なお、その際、団地内のソーシャルミックスにも配慮する。

(5) 住宅の管理

- ① 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。
- ② 都が管理するものについては、区はこれに協力するものとする。
- ③ 区が管理する場合には、入居の期間、使用条件、入居者との対応、その他の必要事項を定め、区都市整備部が管理する。

第3節 区営住宅の応急修理

(区都市整備部)

区は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、協力して応急修理に当たる。

第4節 建築資材等の調達

(区都市整備部)

1. 応急仮設住宅資材等の調達

資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて都が調達する。

区は、必要に応じて都に対して、資材等の調達を要請する。

都又は区は、仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

2. 災害復旧用材（国有林材）の供給

農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。災害復旧用材の供給は、都知事、区長等からの要請により行う。

第5節 被災者の生活相談等の支援

(区政策経営部・総務部・地域振興部・区民部・福祉部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

災害により被害を受けた区民が、その状況から速やかに自立・再建できるよう、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応することで、被災者の生活の確保を図るものとする。

各機関の生活相談等の対応は、次のとおりとし、各相談所では苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。なお、区においては被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

風水害編

機関名	対 応 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉局、都都市整備局、都住宅政策本部と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。 ○ 被災者の生活確保を図るため、相談所及び相談窓口を設けて生活相談等に当たり、区民生活の安定に努める。 ○ り災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を作成する。 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を実施する。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造設備に関する点検等を強化するなどの出火防止 ○ 災害の規模に応じて、消防署、消防分署、消防出張所その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、案内等の対応に当たる。 ○ 被災者の申請により、区と連携して火災によるり災証明書を発行する。

第6節 義援金の募集・受付・配分

(区地域振興部)

1. 義援金の配分に対する考え方

義援金は住民の自発的意思（善意）によって拠出された寄付金であり、その取扱いは、一般救助物資と異なることなく、公正な管理をし、被災者に対して確実、迅速、かつ公平に配分するものとする。

2. 東京都義援金配分委員会が設置されたとき

都に東京都義援金配分委員会(以下この章において「都委員会」という。)が設置されたときは、都地域防災計画の規定及び都委員会の決定に従って対処することとし、区地域振興部が処理する。

都委員会の所掌事項及び構成等は、次のとおりである。

① 所掌事項

都委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- ア. 被災区市町村への義援金の配分に関すること
- イ. 義援金の受付・配分に係る広報活動等に関すること
- ウ. その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

② 構成

都委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- ア. 都
- イ. 区市町村
- ウ. 日本赤十字社東京都支部
- エ. NHK等その他関係機関

都、区、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災区市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

(1) 義援金の募集・受付

義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

(2) 義援金の配分・受入れ

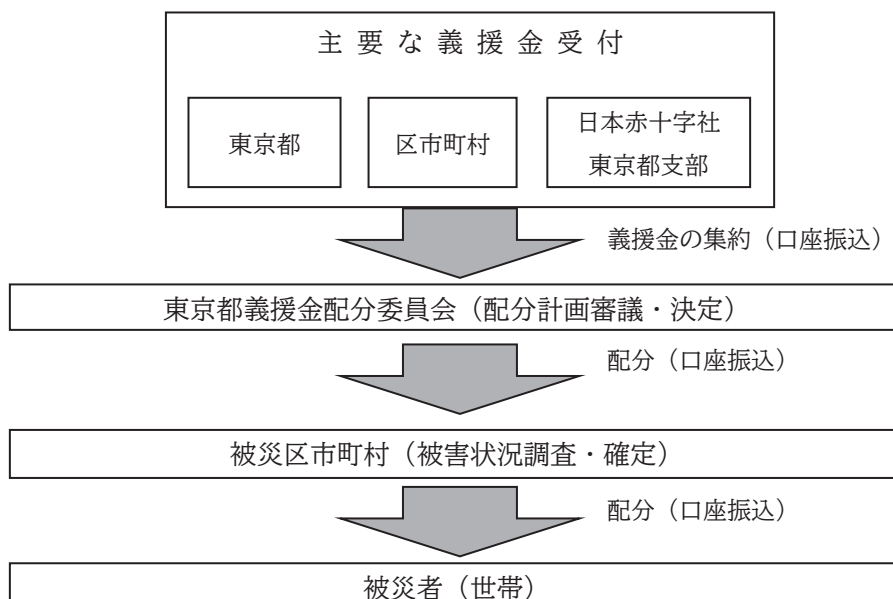
都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等普通預金口座を指定し、都に報告する。

(3) 義援金の支給

区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



3. 東京都義援金配分委員会が設置されないとき

次の要領で対処する。

(1) 受付要領

- ① 受付機関は区地域振興部とし、所定の手続きを経て受領し、必要に応じて江東区社会福祉協議会と協議の上支給するものとする。
ただし、災害の状況によっては臨時に他の場所でも受け付けることができる。
- ② 受領については、別紙様式の受領書(資料編その1 P.資-170 I-48「受領書様式」参照)を寄託者に発行する。

(2) 配分要領

被災者の救護は現金により支給する。

配分については、その都度、り災の状況に応じて配分計画を樹立して支給するものとする。

配布の対象は全壊、流出世帯又はこれに準ずるものとし、被災状況、被災人員を勘案して、1世帯又は1人当たりの配分を計画するものとする。

(3) 義援金の保管その他

寄託された義援金は、被災者に配布するまでの間、普通預金口座を設け、預金する。

第7節 被災者の生活再建資金援助等

(区総務部・地域振興部・福祉部)

自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

1. 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援しようとする制度である。(資料編その2 P.資2-57 I-14-1～I-14-2「被災者生活再建支援法(抄)」「被災者生活再建支援法施行令」参照)

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ⑥ ①若しくは②の区市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯

- ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ④ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含み大規模な補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯。②及び③に掲げる世帯を除く。）
- ⑤ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯。②から④までに掲げる世帯を除く。）

(3) 支援金の支給額

被災者生活再建支援金の支給額については、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金に、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金（該当世帯に限る）を加えた額とする。

ただし、中規模半壊世帯は加算支援金のみの支給とする。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

	基礎支援金	加算支援金(※1)	
全壊 解体 長期避難	100万円	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	100万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	50万円
大規模半壊	50万円	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	100万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	50万円
中規模半壊	—	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	100万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	50万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	25万円

※1 被災世帯が、同一の自然災害により①～③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、①～③までに定める額のうち最も高いものとする。

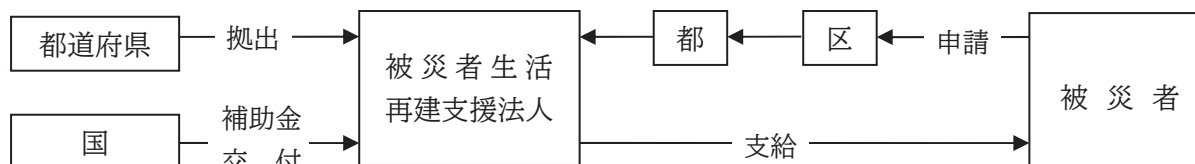
※2 「特定長期避難世帯」の支給額については、支援金に70万円(単身世帯は52.5万円)を加え、300万円(単身世帯は225万円)を超えない範囲内の額とする。

※3 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(4) 支援金の支給

「公益財団法人 都道府県センター」が被災者生活再建支援法人として指定されており、支援金の支給を行う。

第1 支援金支給の仕組み



第2 区の役割

- ① 「住宅の被害認定」及び「被害報告」を行う。
- ② 被災者からの支給申請書等の受付・確認及び取りまとめを行う。
- ③ 上記以外の支援金の支給に関する事務の一部を支援法人から委託された場合、その事務を行う。

2. 災害弔慰金等の支給及び各種資金の貸付計画

(1) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

暴風、洪水、地震等の自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、被災した世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行い、その生活の立て直しの一助とする。

なお、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)の規定に基づくものである。

第1 災害弔慰金の支給

① 対象災害

- ア. 区内において全壊した世帯が5世帯以上のもの。
- イ. 都内において災害救助法が適用された区市町村が1つ以上あり、アの場合を除くもの。
- ウ. ア、イとは別に内閣総理大臣が定めるもの。

② 支給対象

- ア. 死亡した区民の遺族
- イ. 支給する遺族の範囲
配偶者、子、父母、孫、祖父母
上記のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を一にしていた者に限る）

③ 弔慰金の額

- ア. 死亡者が死亡当時において、弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 500万円
- イ. その他の場合 250万円
ただし、死亡者がその死亡に係る災害で、既に災害障害見舞金を受けている場合は、災害障害見舞金の額を控除した額とする。

第2 災害障害見舞金の額

- ① 災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた者の場合 250万円
- ② その他の場合 125万円

第3 災害援護資金の貸付

① 対象災害

- ア. 区内において災害救助法が適用された場合
- イ. 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合

② 被災の程度及び貸付限度額

- ア. 世帯主に全治1か月以上の負傷があり、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財についての被害金額がその家財の価額の3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円
 - ・家財についての被害金額が、その家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
 - ・住居が半壊した場合 270万円
 - ・住居が全壊した場合 350万円

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

- イ. 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財についての被害金額が、その家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円
 - ・住居が半壊した場合 170万円
 - ・住居が全壊した場合(下記の場合を除く) 250万円
 - ・住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- ウ. 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
 - ・前項、アの住居が半壊した場合 350万円
 - ・前項、イの住居が半壊した場合 250万円
 - ・前項、イの住居が全壊した場合 350万円

③ 貸付対象

被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。

④ 償還、利率等

- ア. 償還期間は10年とし、そのうち3年は据置期間とする。
- イ. 据置期間中は無利子とする。据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合は年1%とする。
- ウ. 東日本大震災については、特例措置により、償還期間は13年とし、そのうち6年は据置期間とする。据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とする。

(2) 中小企業融資

災害により、著しく影響を受けて事業経営に支障をきたしていると認めた中小企業者に対して、江東区中小企業融資基金条例施行規則(特別資金)に基づき融資を行う。

第1 融資対策

融資を受けようとする者は、次の各号に該当しなければならない。

- ① 災害救助法の適用されたものについては、区長(本部長)の発行するり災証明書、その他区長が特に災害認定したものについては、消防署長の発行するり災証明書が必要である。
- ② 資本金の額が3億円(卸売業については1億円、小売業又はサービス業については5,000万円)以下の法人又は常時使用する従業員数が300人(卸売業については100人、小売業については50人、サービス業については100人)以下の法人若しくは個人。
- ③ 江東区内に住所(法人にあっては本店又は主たる事業所)を有し、かつ、引続き1年以上区内の同一場所において、同一事業を営んでいること。
- ④ 前年度の確定申告をしていること。申し込み日に納期の到来している特別区民税(法人にあっては法人住民税)を完納していること。

- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種を営むもの。

第2 融資の限度

1 企業につき 2,000 万円

第3 融資利率

別に要綱で定める。

第4 融資期間

6年以内。ただし、据置期間 12 か月を含む。

第8節 職業のあっせん

(区地域振興部)

国、都及び区が連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

(区区民部)

1. 区税の納税緩和に関する措置

り災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は江東区特別区税条例により、その事実に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置を講じ、災害の復旧に資するものとする。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長期日を指定する。
- ② その他の場合、災害が収まった後速やかに、り災納税義務者等より申請があったときは、区長が期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減 免

り災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

第1 特別区民税

り災した納税義務者等の状況に応じ減免を行う。

第2 軽自動車税

り災した納税義務者の状況に応じ減免を行う。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

2. 区税以外の租税等に関する措置

国と都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

第10節 災害廃棄物処理の実施

(区環境清掃部)

被災地の迅速な復旧を図るため、災害廃棄物処理に関して、処理施設の被災状況や仮置場の集積状況を踏まえて対策を検討し、必要に応じて都による技術的支援を受けつつ、速やかに処理を実施する。

区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

- 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。
- 実態相当規模の災害廃棄物の最終処分受入場所を都と調整する。
- 公費解体も含め、損壊家屋等の撤去・解体を迅速かつ円滑に進める。

第11節 災害救助法の運用等

(区各所管部)

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

1. 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

<災害救助法に基づく救助の種類>

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 遺体の捜索及び処理
- ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

2. 救助の実施

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

